8-3-6 文化財

(1) 調査

1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地域等
・法令等で指定されている史跡、 名勝、天然記念 物等の状況	文献調査;文化財関連の文献、資料を収集し、整理する。なお、文献調査を補 完するために、関係自治体等へのヒアリングを行い、必要に応じて 現地踏査を行った。
	調査地域;対象事業実施区域の内、非常口(都市部)、地下駅、変電施設を対象 に鉄道施設の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認 められる地域とした。

2) 調査結果

調査地域における文化財の状況を、表 8-3-6-1、8-3-6-2 に示す。

調査地域内に、指定等文化財は国指定 4 件、国登録 7 件、都指定 1 件、区指定 15 件、市指定 1 件の全 28 件、埋蔵文化財包蔵地は 72 箇所分布している。

表 8-3-6-1 指定等文化財の状況

地点 番号	市町村名	種別		名称	所在地	指定年月日									
01		建造物	国登録	キリスト友会フレンズセンター	三田 4-8-19	Н7. 12. 26									
02	港区	史跡	国指定	浅野長矩墓及び赤穂浪士墓	高輪2丁目	T11. 3. 8									
03		文	国拍比	高輪大木戸跡	高輪2丁目	S3. 2. 7									
04			国登録	小池家住宅主屋	北品川 5-17-14	H23. 1. 26									
05		建造物	区指定	品川神社石造鳥居並水盤	北品川 3-7-15	S53. 11. 22									
06			区相足	品川神社石造燈籠	北品川 3-7-15	S53. 11. 22									
07			国指定	賀茂真淵墓	北品川 4-11-8	T15. 10. 20									
08			国钼化	沢庵墓	北品川 4-11-8	T15. 10. 20									
09			都指定	熊本藩主細川家墓所	北品川 3-11-17	Н9. 3. 14									
10				享保二十一年銘道標	南品川 4-1-15	S53. 11. 22									
11				板垣退助墓	北品川 3-7-15	S53. 11. 22									
12	品川区	史跡		奥平家墓域	南品川 4-2-35	S53. 11. 22									
13			区指定	渋川春海墓	北品川 4-11-8	S53. 11. 22									
14			区1日足	東海道品川宿本陣跡	北品川 2-7-21	S53. 11. 22									
15		天然記念 物		官営品川硝子製造所跡	北品川 4-11-5	S53. 11. 22									
16											海蔵寺無縁塔群	南品川 4-4	S53. 11. 22		
17							流民叢塚群	北品川 2-2-14	S61. 3. 14						
18					稼穡稲荷の大イチョウ	北品川 2-32-3	S53. 2. 14								
19													区指定	法禅寺のイチョウ	北品川 2-2-14
20				大龍寺のシイ	南品川 4-2-16	S53. 2. 14									
21				松風荘主屋	南千束 2-25-6	Н15. 3. 18									
22					松風荘待合	南千束 2-25-6	Н15. 3. 18								
23		建造物	国登録	松風荘門	南千束 2-25-6	Н15. 3. 18									
24	大田区	建坦彻	国亞鄉	鳳凰閣(旧清明文庫)	南千束 2-3-1	H12. 2. 15									
25	ЛШС			妙福寺祖師堂	南千束 2-2-7	H14. 6. 25									
20				(旧七面大明神堂)	用 水 2-2-1	1114. 0. 40									
26		史跡	区指定	勝海舟夫妻墓所	南千束 2-3-7	S49. 2. 2									
27		名勝	区指定	洗足池	南千束 2-14-5	S50. 3. 19									
28	町田市	建造物	市指定	村野常右衛門生家	小野路町 1255	Н6. 7. 11									

資料:「国指定文化財等データベース」(平成25年6月現在、文化庁ホームページ)

「東京都指定文化財情報データベース」

(平成25年6月現在、東京都教育庁地域教育支援部管理課ホームページ)

「東京都文化財総合目録」(平成22年3月、東京都教育委員会)

「しながわの史跡めぐり」 (平成17年12月、品川区教育委員会)

「港区文化財のしおり」 (平成22年3月、港区教育委員会)

「大田の史跡めぐり(増補改訂版)」(平成17年3月、大田区教育委員会 郷土博物館)

「第46号 町田市統計書」(平成24年12月、町田市総務部)

表 8-3-6-2(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地域	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
地域	这 奶'石 'V'	HO 1 C HO 799	1年7只	17111111111
	伊皿子貝塚	縄文(後期)、弥生、古代、 平安、近代	集落ほか	三田 4 丁目
港区	芝伊皿子地区家屋 敷跡	近代	武家屋敷ほか	三田4丁目
	長応寺跡	近代	社寺ほか	高輪2丁目
	_	近代	埋立地ほか	高輪2丁目
	_	近代	埋立地ほか	高輪2丁目
品川区	御殿山	縄文(前期)、弥生、古墳	包蔵地ほか	北品川5丁目
	雪ヶ谷笹丸大塚	奈良、平安	墳墓	東雪谷1丁目
	雪ヶ谷行人塚	奈良、平安	墳墓	東雪谷2丁目
大田区	山谷・諏訪分	縄文(前期)	集落ほか	雪谷大塚町ほか
	勝海舟墓所付近	縄文(前期)	包蔵地	南千束
	洗足公園付近	縄文(中期)	包蔵地	南千束2丁目
	_	縄文、中世	包蔵地ほか	小野路町堂谷町田
	けぞう谷	縄文(早期、前期、中期)、 古墳	包蔵地ほか	小野路町けぞう谷 大犬久保
	けぞう谷	縄文(早期)	包蔵地	小野路町けぞう谷 大犬久保
	_	縄文(早期、後期、晩期) 奈良、平安	包蔵地	小野路町大犬久保 小谷
	_	縄文(中期)、奈良、平安	包蔵地	小野路町大犬久保
	_	縄文(前期、後期)、奈良、 平安、中世	包蔵地	小野路町栗ヶ沢
	_	縄文(中期)、奈良、平安	包蔵地	小野路町堂谷
町田市	_	縄文(中期、後期)	包蔵地	小野路町新屋敷 金子田
	_	縄文(中期、後期)、古墳、 奈良、平安	包蔵地	小野路町新屋敷
	野津田上の原	旧石器、縄文(早期、前期、 中期、後期、晩期)、奈良、 中世、近代	集落ほか	野津田町上野原ほか
	_	縄文(前期)	包蔵地	野津田町狐久保
	綾部	旧石器、縄文(草創期、早期、前期、中期、後期、晚期)、晚期)、 弥生(前期、中期、後期)、 古墳、奈良、平安、中世、 近代	集落ほか	野津田町綾部
1		縄文(早期)、奈良、平安	包蔵地	小野路町下堤
		飓 又(牛 朔)、宋良、干女	L3/PX 20	7 到 四 1 处

表 8-3-6-2(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地域	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
	_	縄文(中期、後期)、弥生、 奈良、平安、中世	包蔵地	小野路町栗ヶ沢
	_	縄文、弥生、奈良、平安	包蔵地	小野路町下堤 栗ヶ沢
	_	縄文(早期、前期、中期、後 期)、古墳 奈良、平安、中世	包蔵地	上小山田町
	高畠小山峰	縄文(早期)	包蔵地ほか	上小山田町
	高畠小山峰	縄文(早期、後期)	包蔵地ほか	上小山田町
	町田 58	縄文(早期、前期、中期、後 期)、中世	包蔵地	小山町
	田中谷戸	旧石器、縄文(早期、前期、 中期、後期)、奈良、平安、 現代	集落ほか	上小山田町
		縄文 (前期)	包蔵地	上小山田町
	_	縄文(前期、中期)、奈良、 平安	包蔵地	上小山田町
	_	縄文 (中期)	包蔵地	上小山田町
	_	縄文(後期)	包蔵地	上小山田町
町田市	_	奈良、平安	包蔵地	上小山田町
	_	縄文(早期、中期、後期)、 奈良、平安	包蔵地	上小山田町
	町田 67	縄文(早期、前期、中期、後 期)、奈良、平安	包蔵地	小山町
	町田 915	縄文 (前期)	包蔵地	小山町
	町田 56	縄文(早期、前期)	包蔵地	小山町
	町田 57	縄文中期	包蔵地	小山町
	_	縄文(中期、後期)、奈良、 平安	包蔵地	小山町
	町田 708	旧石器	包蔵地	小山町
	町田 68・69	縄文(早期、前期、中期、後期)、奈良、平安	集落ほか	小山町
	町田 71・73	旧石器、縄文(早期、前期、 中期、後期)、弥生、古墳、 奈良、平安、近代	集落ほか	小山町
	町田 72	縄文(早期)	包蔵地	小山町
	_	縄文(中期、後期)、 弥生(後期) 奈良、平安	包蔵地	小山町
	_	縄文(中期、後期)、弥生、 古墳、奈良、平安、中世	包蔵地	小山町

表 8-3-6-2(3) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地域	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
町田市	_	縄文(後期)、奈良、平安	包蔵地	上小山田町
	_	縄文(早期、前期、中期、後 期)、弥生、奈良、平安、 中世	包蔵地	上小山田町
	_	縄文(早期、中期、後期)	包蔵地	上小山田町
	_	縄文(早期、前期、中期)、 古墳、奈良、平安	包蔵地	上小山田町
	八王子 466	縄文(早期)	集落ほか	南大沢
	八王子 362	縄文(早期、前期、中期、後 期)、中世、近代	包蔵地	南大沢
	八王子 803	縄文	包蔵地	南大沢
八王子市	八王子 363	縄文(早期、前期、中期、後 期)、奈良、平安、中世、 近代	集落ほか	南大沢
	八王子 361	縄文(中期)、奈良、平安	包蔵地	南大沢
	八王子 525	縄文(早期)	包蔵地	南大沢
	八王子 805	縄文(早期、中期)、奈良、 平安、中世、近代	包蔵地ほか	南大沢
	_	縄文、奈良、平安	散布地	片平 1892 ほか
川崎市	桐光学園第二グラ ウンド建設予定地 内遺跡	縄文、奈良、平安	散布地	片平 1642 ほか
	_	縄文、奈良、平安	散布地	片平 1785 ほか
麻生区	_	縄文、弥生、古墳、奈良、 平安	散布地	片平 1556 ほか
	_	縄文、奈良、平安	散布地	片平 1747 ほか
	金井原遺跡	縄文	集落跡	片平 1600
	片平富士塚 古墳		古墳	片平 1747 ほか
	_	縄文、平安	散布地	栗木 249 ほか
	_	奈良、平安	丘陵、包蔵地	能ヶ谷町 13 号
	-	縄文(中期)、古墳、奈良、 平安	丘陵、包蔵地	広袴町 5 号
町田市	_	縄文(中期)、奈良、平安	丘陵、包蔵地	広袴町 5 号
	飯守神社	縄文(中期、後期、晩期)、 奈良、平安	丘陵、包蔵地	広袴町 6・7 号

資料:「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」

(平成25年6月現在、東京都教育庁地域教育支援部ホームページ)

「大田区遺跡地図」

(平成21年3月、大田区教育委員会 郷土博物館)

(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設(トンネル、駅、変電施設)の存在

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・鉄道施設の存在に 係る文化財への影	予測手法;事業の実施に伴う文化財への影響を定性的に予測した。
響	予測地域;鉄道施設の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると 認められる地域して、調査地域と同様とした。
	予測地点;予測地域の内、鉄道施設の存在に係る文化財への影響を適切に 予測することができる地点を設定した。
	予測時期;鉄道施設の完成時とした。

() 予測結果

予測地域において、鉄道施設(トンネル、駅、変電施設)の存在に係る土地の改変の可能性の ある範囲に存在する指定等文化財及び埋蔵文化財包蔵地を、表 8-3-6-3 及び表 8-3-6-4 に示す。

指定等文化財は、4 箇所の指定等文化財周辺において、また埋蔵文化財は、3 箇所の埋蔵文化 財包蔵地周辺において鉄道施設を設置することから、それらの一部が改変される可能性があるも のの、文化財保護法等の関係法令に基づき関係機関への手続き、適切な措置を講ずることから、 影響は小さいものと予測する。

表 8-3-6-3 改変の可能性のある範囲内に存在する指定等文化財

地域	名称	所在地	対象施設	改変の程度
	賀茂真淵墓	北品川 4-11-8	非常口(都市部)、変電施設	一部改変
	沢庵墓	北品川 4-11-8	非常口(都市部)、変電施設	一部改変
品川区	渋川春海墓	北品川 4-11-8	非常口(都市部)、変電施設	一部改変
	官営品川硝子製造所跡	北品川 4-11-5	非常口(都市部)、変電施設	一部改変

表 8-3-6-4 改変の可能性のある範囲内に存在する埋蔵文化財包蔵地

地域	遺跡名称	所在地	対象施設	改変の程度
大田区	雪ヶ谷笹丸大塚	東雪谷1丁目	非常口(都市部)	一部改変
川崎市	_	片平 1747 ほか	非常口(都市部)	一部改変
麻生区	片平富士塚	片平 1747 ほか	非常口(都市部)	一部改変

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設(トンネル、駅、変電施設)の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-3-6-5 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-3-6-5 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な構造及び工法の採用	適	文化財への影響を考慮した適切な構造、工法等を採用 することで、文化財への影響を回避又は低減できるこ とから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査 の実施	適	埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、自治体等関係箇所との調整の上、必要となる届出を行い、必要により試掘・確認調査を実施したうえで、記録保存のための発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出及び 関係機関との協議、対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡が発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係箇所と協議を行い、対処することから、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の 取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財の保全は確実に図られると判断 し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

工. 評価

7) 評価の手法

a) 回避又は低減に係る評価

評価手法	・回避又は低減に係る評価
	事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなさ
	れているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。

(1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、鉄道施設(トンネル、駅、変電施設)の存在に係る文化財への影響を回避又は 低減させるために表 8-3-6-5 に示した環境保全措置を確実に実行することから文化財へ及ぼす 影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。